

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年1月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成28年11月30日付〇〇課長の処分において、どのような経緯で事実を把握し、どのような手続を経て処分を決定したのか、どのような根拠でそのような処分に至ったのか等その一連のプロセスがわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月21日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成28年11月22日付け起案「職員の懲戒処分等について」

（2）開示しない部分

個人の給与情報

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年5月22日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、請求した文書の全部を開示せよとの裁決を求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成29年7月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求した文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

請求文書の一部が開示されていないため

(2) 意見書

本件は平成29年2月24日に開示が実施されたが、審査請求人が精査したところ、開示請求対象文書のうち、「どのような経緯で事実を把握し」たかに係る文書が不足していると思料されたので、2月26日に問い合わせのメールを人事課情報公開主任に送信したが、何ら応答がなかったため5月22日の審査請求に至ったものである。

審査請求後の6月8日にようやくメールでの応答があり、被処分者への聴取記録が存在することが判明した。人事課が実施した聴取記録は懲戒処分の対象を把握する事実調査に当たるから、まさに「どのような経緯で事実を把握し」たかに係る文書で開示請求対象文書に含まれるのは明らかである。

審査請求があれば、実施機関は開示決定等につき再検討を行い、審査請求に係る不開示部分の全部について開示が相当であると判断した場合は、原処分を取り消す裁決又は変更する裁決を行うが、仮に開示が相当でないと判断した場合は30日以内に情報公開審査会に諮問することになっている（奈良県情報公開事務取扱要綱第4の5審査会への諮問）。つまり、既に審査請求の手続きに入った場合、その手続内で開示か諮問かを選択されるべきものである。しかるに、実施機関が審査請求日（平成29年5月22日）から規定の30日を経過した6月26日になっても諮問せず（実際の諮問日は2ヶ月以上後の7月28日）、新たな開示請求を指導するのは不適切である。

本件は開示請求対象文書の一部である実施機関の被処分者に対する聴取記録（担当部局及び人事課）、被処分者作成による弁明書等の自己申告書、警察情報等が特定から漏れており、少なくとも人事課の聴取記録が存在するのは自認しているから、対象文書の一部を理由を附記せず不開示にするのは妥当ではない。実施機関は新たな開示請求を指導するのではなく、審査請求の手続内で特定から漏れた文書を開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書については、平成28年11月30日付けで実施した農林部〇〇課長

の懲戒処分に関する起案文書で、当事者の職氏名・処分理由・処分内容・処分年月日をまとめた概要資料、被処分者に交付された辞令書、懲戒処分及び分限処分に至った内容を説明した処分説明書及び降任処分説明書が含まれている。

2 審査請求の趣旨について

審査請求人は、開示請求した内容のうち「どのような経緯で把握した」かを示す文書が開示されていないこと及び分限処分に関する辞令書のうち個人の給与情報が開示されていないことについての不服を申し立てている。

3 不開示部分について

(1) 本件開示文書の特定について

本件開示請求において、開示請求者は「どのような経緯で事実を把握し、どのような手続を経て処分を決定したのか、どのような根拠でそのような処分に至ったのか等の一連のプロセスがわかる文書」の開示を求めている。

実施機関では、開示請求後の平成29年2月3日に開示請求者とあらためて面談を行い、個々の開示請求内容に関して「どのような経緯で事実を把握したか」については懲戒処分事案の速報が担当部局から人事課長に対して口頭で直接報告を受けたため文書が存在しないこと、「どのような手続を経て処分を決定したのか」については本件開示文書において庁内で決裁の手続きを経て施行したためその起案文書で確認できること、また、「どのような根拠でそのような処分に至ったのか」については平成28年11月22日付け起案「職員の懲戒処分等について」の施行文書の中の「処分説明書」において地方公務員法における根拠条文を記載していることの説明を行ったうえで開示対象文書の特定を行った。

なお、審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に、「請求した文書の全部を開示せよとの裁決を求める」と記載されているが、審査請求人に対してその意図を確認したところ、開示請求した内容のうち「どのような経緯で把握した」かを示す文書が開示されていないとの旨を主張しているものと解された。しかしながら、前述のとおり、実施機関では、当該事項について文書が存在しないことを説明している。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

本件開示文書には、処分の概要、懲戒処分に関する辞令書、分限処分に関する辞令書、処分説明書、降任処分説明書が記載されている。

本件決定では、分限処分に関する辞令書のうち個人の給与情報を条例第7条第2号本文に基づき不開示としている。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

また、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行

の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

個人の給与情報は、本件決定において開示されている氏名と一体として、当該個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に該当する。また、同号ただし書ア、イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、これらの情報は条例第7条第2号に該当する。

4 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 審議の対象について

審査請求人から提出された審査請求書の「審査請求の趣旨」欄には「請求した文書の全部を開示せよ」と、「審査請求理由」欄には「請求文書の一部が開示されていない」と記載されており、審査請求人は、本件開示請求に対応する文書の特定が不足していることに限定して主張しているとも考えられるため、その趣旨について、以下検討する。

開示決定等に係る審査請求において、審査請求人が審査請求の対象を限定する場合、特定の不開示部分等掲げて、審査請求の対象から除く旨を明示することが一般的である。この点、本件決定に係る審査請求書には、特定の不開示部分を明示して審査の対象から除外するとは記載されていない。

しかし、審査請求人から提出された意見書には、特定から漏れた文書を開示すべき旨記載しており、その他特段の主張はされていない。

そして、この点を考慮して、審査請求書の記載を文理的に解釈すると、本件審査請求については、本件開示請求に対応する文書として、本件行政文書以外の文書の開示を求める趣旨であると解するのが相当である。

以上のことから、当審査会は、本件開示請求に対応する文書として、本件行政文書以外の文書を特定すべきか否かについてのみ判断する。

3 行政文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求に係る処分の原因となった事案（以下「本件事案」という。）について、どのような経緯で事実を把握したかがわかる文書（以下「本件対象文書」という。）として、実施機関が被処分者に実施した聴取記録が存在するはずであり、当該聴取記録が特定されていないため当該聴取記録を開示すべき旨主張しているのを以下検討する。

本件開示請求に対応する行政文書の特定の経緯について、実施機関は平成29年2月3日に開示請求者と面談し、本件事案については担当部局から人事課長が口頭で報告を受けたため、本件対象文書が存在しないことを審査請求人に説明した旨主張している。

そうすると、審査請求人が本件開示請求において求めている行政文書が何かについて実施機関が具体的に聴取したか否かが問題となる。

この点について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、審査請求人は、本件開示請求のうち、本件対象文書については、実施機関が本件事案を把握した端緒がわかる文書の開示を求める旨発言していたとのことであった。

審査請求人は、実施機関が平成29年2月3日に本件開示請求に係る文書の特定のため審査請求人と面談し、本件対象文書が存在しない旨の説明があったことについて、本件審査請求に係る意見書において否定していない。

また、一般に、実施機関の職員の不祥事案は、当該職員又は当該職員の所属する課室の所属長等からの口頭報告や県民からの電話による苦情等によって把握できる場合があると考えるのが相当である。

このように、審査請求人が本件対象文書として、本件事案を把握した端緒が分かる文書の開示を求めている旨発言したこと、そして、本件職員が所属する部局からの口頭による報告が実施機関が本件事案を把握した端緒であることから、本件対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点はなく、本件対象文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書の特定は妥当であると判断する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 29 年 7 月 28 日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成 29 年 9 月 1 日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2 年 11 月 20 日 (第 247 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 12 月 28 日 (第 248 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 1 月 29 日 (第 249 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3 年 2 月 18 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	